

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 (住宅支援資金) 貸付事業の手引き



社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

## 〈 目次 〉

1.目的、実施主体	1
2.貸付対象者	1
3.貸付額、条件等	1
4.貸付の申請手続き	2
5.貸付契約の審査と決定	2
6.貸付契約の締結	2
7.返還金の支払猶予	3
8.債務の当然免除	3
9.債務の裁量免除	3
10.貸付契約の解除	3
11.貸付金の返還	4
12.借受人等の届け出義務	4
申請書様式等	5～.

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)の概要

## 1. 目的、実施主体

この制度の目的は、母子父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などにつなげ、自立の促進を図ることを目的とします。

また、この貸付は、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行います。

## 2. 貸付対象者

貸付対象者は次の全てを満たす方とします。

- |   |
|---|
| ①児童扶養手当の支給を受けている者(若しくは所得が児童扶養手当支給水準の世帯の者)             |
| ②県又は市で実施している「母子・父子自立支援プログラム策定事業 ※」に基づくプログラムの策定を受けている者 |

※母子・父子自立支援プログラム策定事業については、市及び小値賀町にはお住まいの方は市及び小値賀町の福祉事務所の相談窓口へ、町にお住まいの方(小値賀町除く)は、県の福祉事務所の相談窓口にご相談下さい。

## 3. 貸付額、条件等

住宅支援資金	入居している住宅の家賃の実費(月額上限4万円)※
貸付期間	12か月まで
利息	無利子

※貸付額の上限は月額4万円としているが、住居確保給付金など他制度による支援を受ける場合はその差額を貸付額の上限とします。

※申請の際の月額家賃は千円未満は切り捨てとなります。

※返還しなければならない日までに返還しなかったときは残元金に対し、年3.0%の延滞利子が加算されます。

## 4. 貸付の申請手続き

申請方法: 住宅支援資金の貸付を受けようとするときは、次の書類を揃えて、自立支援プログラム策定を行った福祉事務所等の母子、父子自立支援員に相談のうえ、申請して下さい。

提出書類

- (1) 長崎県ひとり親家庭高等職業訓練資金(住宅支援資金)貸付申請書(様式第1号)
- (2) 母子・父子自立支援プログラム策定書の写し
- (3) 世帯全員の記載のある住民票(個人番号のないもの)
- (4) 本人及び家族の所得を証明する所得・課税証明書、源泉徴収票など
- (5) 長崎県ひとり親家庭高等職業訓練資金(住宅支援資金)貸付における個人情報取扱同意書(様式第2号)
- (6) 賃貸住宅の賃貸契約書の写し及び家賃の引落が確認できる通帳の写し等
- (7) 申請書チェックリスト
- (8) 児童扶養手当証書の写し(受給されている方のみ)

## 5. 貸付契約の審査と決定

- (1) 申請書等を受付後、内容審査を行います。  
内容に不明な点がある場合は福祉事務所等を経由して確認いたします。
- (2) 審査後は貸付決定通知書又は貸付不承認通知書を、福祉事務所等を経由して申請者へ送付します。

## 6. 貸付契約の締結

- (1) 貸付決定者(借受人)には貸付決定通知書と共に貸付番号、氏名等を機械印字した借用書等を福祉事務所等を経由して送付します。
- (2) 借受人は下記の書類に必要事項を記入し、福祉事務所等を経由して県社協へ送付して下さい。
  - ①借用書(機械印字された内容を確認し、誤りがなければ住所、氏名を記名押印して下さい)
  - ②印鑑登録証明書
  - ③振込口座申請書(様式第4号。借受人の名義であること)
  - ④振込口座の通帳のコピー(銀行名、支店名、口座番号、口座名義が分かるページ)  
※借用書には印紙税法に規定する収入印紙を貼付し、借受人等の割印が必要です。  
(例: 10万円を超え50万円以下の場合の収入印紙の貼付・・・・・・400円)
- (3) 県社協は、(2)の書類をチェックし不備が無ければ、借受人名義の口座に貸付金を概ね4半期毎に振り込みます。  
振込の前には福祉事務所等を経由して、貸付金送金通知書を送付します。

## 7. 返還金の支払猶予

次の場合、その事由が継続している期間、貸付金の返還を猶予することができます。

借受人は福祉事務所等を通して返還猶予申請書（様式第5号）と関係書類を県社協へ提出して下さい。

- (1) 借受人が被災、疾病、負傷、その他やむを得ない事情により返還が困難であると認められるとき（罹災証明、医師の診断書等）
- (2) プログラムに沿った就職先での就業中のとき（業務従事届様式第5-2号）

## 8. 債務の当然免除

借受人は、債務の免除を申請する時は、返還当然免除申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、福祉事務所等を経由して県社協へ提出して下さい。

免除要件は次のとおりです。

- (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日（貸付初回交付日）から1年以内に就職し、1年間継続して就業したとき
- (2) 現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる職場に転職又は、雇用条件等の改善を受け、1年間引き続き就業したとき。（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により就業できない場合は、引き続き就業しているとみなす。ただし、当該就業期間には参入しない。）

なお、必ずしも同一の事業所で離職なく継続する必要はありません。（通算で1年間勤務）

## 9. 債務の裁量免除

借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた住宅支援資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

なお、債務の裁量免除を申請しようとする者は、返還裁量免除申請書（様式第6-2号）に关系書類を添えて、福祉事務所等を経由して県社協へ提出して下さい。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき。  
返還債務の額の全部（既に返還を受けた額を除く。）  
(医師の診断書のコピー、障害手帳のコピー等)
- (2) 長期間所在不明となっている場合等で、住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。  
返還債務の額の全部

## 10. 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となり、借受人は福祉事務所等を通して各届出を県社協へ提出します。

- (1) 死亡したとき
- (2) 住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- (3) 住宅支援資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

## 11. 貸付金の返還

次の場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合を除く）、事由が発生した日の属する月の翌月から、貸付金の全額を原則として一括で返還しなければなりません。

ただし、借受人の申し出があった場合は、月賦又は半年賦による均等払い方式で5年以内に返還する方法を認めることができます。

事由が発生した日から30日以内に貸付辞退届（様式第10号）、返還計画書（様式8号）を福祉事務所等を通して県社協へ提出します。

借受人は県社協が作成した返還明細書に従い、所定の期日までに返還しなければなりません。

- （1）住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき
- （2）貸付終了後1年が経過したとき
- （3）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

## 12. 借受人等の届け出義務

借受人等は、次の各号に該当する時は福祉事務所等を経由して、直ちに県社協へ所定の書類を提出しなければなりません。

- （1）住宅借り上げを解約又は変更したとき(様式第1-2号)
- （2）借受人が返還猶予中に就業先を変更したとき(様式第7号、様式第7-2号)
- （3）住所・氏名を変更したとき(様式第9号)
- （4）貸付を辞退したとき(様式第10号)
- （5）借受人が死亡したとき(様式第11号)
- （6）借受人が就業先を退職したとき(様式第12号)

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付事業 Q&A

問1 貸付対象について、原則として児童扶養手当支給を受けているものであって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者とあるが、児童扶養手当の支給を受けていない者や、プログラムの策定を受けていない者であっても対象とすることは可能か。

(答)

児童扶養手当の支給を受けていない者であっても、所得が児童扶養手当支給水準の世帯については、本資金の貸付対象となる。

なお、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けていない者については、本資金の貸付対象とはならない。

問2 貸付対象として「母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者」とあるが、どのように確認すべきか。

(答)

本県では、貸付申請時に策定されたプログラムの写しを添付していただき確認することとしている。

問3 貸付対象に「児童扶養手当受給者(同等の水準含む)であって」とあるが、貸付当初にその所得水準を満たしていればよいか。貸付途中で児童扶養手当の対象外となった場合、そこで貸付は打ち切られるのか。

(答)

貸付当初に所得水準を満たしていれば、上限12月として貸付が可能。途中就業等により児童扶養手当の対象から外れた場合においても、上限12月の範囲内で貸付を継続することが可能。

問4 自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12ヶ月の範囲内で貸し付けるとあるが、自立に向けて意欲的に取り組んでいることはどのように判断すべきか。

(答)

例えば、母子・父子自立支援プログラムの「経過記録」において、当該プログラムに基づく「支援方策」による支援を受け、「自立目標」に向けた取り組みを行っているか確認する方法などが考えられる。

問5 プログラムに基づき自立に向けて意欲的に取り組んだが、12ヶ月以内に就業できなかった場合について、12ヶ月を超えて引き続き住宅支援資金を貸し付けることは可能か。

また、可能な場合、当然免除規定に該当すれば、12ヶ月を超えた貸付の返還の債権も免除となるのか。

(答)

住宅支援資金の貸付は12ヶ月の範囲内で行うものとする。ただし、例えば、12ヶ月以内に就業の内定をとったものの、実際の就業は12ヶ月以降になることから、一定期間収入がなく家賃が支払えなくなる場合など、やむを得ない事由がある場合に限り、3ヶ月を限度に延長できるものとし、当然免除等の規定に該当した場合については、返還の債権を免除しても差し支えない。

問6 貸付回数としては、月額を毎月交付することとなるのか。若しくは年額を一括して貸付することとなるのか。

(答)

毎月交付することが望ましいと考えるが、事務負担等の観点から、4半期毎に1回の交付など実情に応じて運営していただいても差し支えない。本県においては、概ね4半期毎に交付することとしている。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

問7 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)による生活困窮者住居確保給付金の支給を受けているなど、他制度による支援を受けている者に対して貸付を行うことは可能か。

(答)

併給は可能である。ただし、その場合、家賃額と他制度による支援を受ける額の差額を貸付額の上限とする。

例えば、家賃7万円のひとり親の家庭が、住居確保給付金により5万円の支援を受けている場合は、本貸付金による貸付額の上限は差額の2万円以内となる。

問8 当然免除の要件として、「現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等」とあるが、「等」とはどのような場合が想定されるのか。

(答)

例えば、現に就業している者が、資格取得等により給与による所得が高くなった場合や、非正規雇用から正規雇用になることで給与による所得が高くなった場合等が考えられる。

問9 訓練促進資金と住宅支援資金の併給は可能か

(答)

訓練促進資金と住宅支援資金の併用は差し支えない。



問 10 住宅支援資金について、児童扶養手当の支給を受けていない者であっても、所得が児童扶養手当支給水準の世帯については、本資金の貸付対象となると聞いているが、これは、本人の所得のみか。扶養義務者の所得も確認する必要があるか。  
また、児童扶養手当支給水準の所得であるが、公的年金を受給していて、児童扶養手当を受給していない世帯は対象となるか。

(答)

児童扶養手当で所得を確認する範囲の世帯員の所得状況を確認する。また、公的年金を受給しているために児童扶養手当を受給していない者も所得が児童扶養手当水準であれば対象として差し支えない。

問 11 貸付実施中、子が児童扶養手当法上の年齢制限である18歳の年度末の到達を迎えた場合、契約解除理由にならず貸付を継続して問題ないと解してよいか。

(答)

貸付を継続しても差し支えない。

問 12 貸付対象者の年齢制限はあるか(未成年は対象となるか。)

また、貸付対象者が未成年の場合、要綱上、連帯保証人を必ずしも求める規定とはなっていないが、法定代理人(親権者)の同意を得る必要があるか。

(答)

対象者の要件を満たすのであれば、年齢制限はない。未成年に貸付を行う場合には、民放上の規定に基づき、法定代理人の同意を得なければならない。

問 13 実施要綱では、訓練促進資金に係る保証人の有無について、記載しているのに対して住宅支援資金においては保証人に係る記載がない。国としては保証人を立てる必要はないという考えということによいか。

また、実施主体の判断で保証人を立てる運用としても差し支えないか。

(答)

保証人を立てることを要件とはしていない。

自治体で保証人をたてることを求めることを妨げるものでないが、保証人を立てることを求めることで、本制度の利用の支障とならないよう配慮願いたい。

問 14 貸付対象となる「家賃」には管理費等は含まれるのか。

(答)

管理費・共益費を含む。

問 15 住居の賃貸借契約者と事業対象者が異なる場合、貸付けの対象として良いか。

(答)

本人が居住し、家賃の支払いを行っていることが確認できる場合は、貸付の対象として差支えない。

問 16 貸付決定後、転居したこと等により家賃額が変更する場合や、生活困窮者住居確保給付金など他制度による支援を受けるようになった場合には、貸付額の変更決定を行う必要があるか。

(答)

転居等により家賃額が変更する場合や、他制度による支援を受けた場合には、その都度、本貸付金の貸付額の算定を行う必要がある。

問 17 貸付期間中に再婚等により貸付要件を満たさなくなった場合、資格喪失以前の貸付分については、償還免除の対象としても差し支えないか。

(答)

資格喪失以前の貸付分について、償還免除の条件に該当する場合には、償還免除の対象として差し支えない。

問 18 自立支援プログラムによる支援の結果、目標とは異なる就職や高い所得が見込まれる転職等をした場合も貸付免除の対象になるか。

(答)

プログラムの目標に合致していない場合も、1年間引き続き就業を継続したときは償還免除の対象となる。

問 19 貸付終了後の就労が、アルバイトの場合、安定的な就労とはいえないため償還免除の対象にはならないという理解でよいか。

(答)

アルバイトとして就労することが自立と評価できるか否か、また、それがプログラムとして望ましいかについては、一律に判断することはできないが、個別の事例ごとに適切に判断していただきたい。

問 20 現在就職していない方が、プログラムに「週2回働く」といった目標を掲げていた場合その目標を達成し、1年間継続して就職した場合は、償還免除となる理解でよいか。(プログラムの要綱には「自立の定義」がないため、プログラムの目標達成=自立、となるのではないか。)

(答)

「週2回働く」ことが自立と評価できるか否か、また、それがプログラムとして望ましいかについては、事例ごとに異なり、一律に判断することはできないが、個別の事例ごとに適切に判断いただきたい。

問 21 免除要件について、下記の場合どのような取り扱いになるか。

(例 1) 現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したが、所得が減少してしまった場合。

(例 2) 現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれない転職等をし、1年間引き続き就業を継続したが、所得が増加した場合。

(答)

(例 1)については、プログラム策定の際、より高い所得が見込まれる転職等を目標としていた場合に、結果的に所得が減少してしまったとしても、1年間就業を継続したことをもって償還免除として差支えない。

(例 2)については、現状より所得が低い職業へ転職しようとする事について、それがプログラムとして望ましいか、自立と評価できるか否かについて、事業の趣旨を鑑み、個別の事例ごとに適切にご判断いただきたい。(例えば、地域の求人状況等に鑑み、やむを得ない場合など)

問 22 一度就業した者が、離職し、再支援が必要となった場合、貸付の対象として良いか。

(答)

再度就労支援が必要とすると判断し、プログラムを策定した場合には、新たに12か月の貸付の新規対象者として差支えない。

問 23 貸付途中に県外へ転居した場合で、転居先でも家賃を支払う場合は、転居元の実施主体と転居先の実施主体は、どのような事務処理をするのが適切か。

(転居元は契約を解除し償還を求め、転居先に改めて12月の貸付を行う等を行うこととして問題ないか。)

(答)

それぞれの貸付は別物であり、それぞれの貸付で償還や免除規定について判断することとなる。転居元実施主体は、貸付終了後、免除要件を満たしているかを利用者を確認する必要がある。

問 24 訓練促進資金では、就労先が都道府県等の区域内において取得した資格が必要な業務に従事した場合に当然免除となるが、住宅支援資金貸付においては、就労先を問わないという理解で良いか。

(答)

住宅支援資金については、就労先の制限は設けていない。

問 25 母子・父子寡婦福祉資金の貸付を受けている者を貸付けの対象としてよいか。

(答)

母子・父子寡婦福祉資金貸付金制度による貸付と高等職業訓練促進資金事業による貸付は併用して差し支えない。

また、独立行政法人日本学生支援機構による貸付や地方自治体又は民間団体による奨学金についても本事業と併用することは差し支えない。

問 26 本貸付事業の貸付を受けたひとり親が再婚等によりひとり親ではなくなった場合、どのような取扱いとなるか。

(答)

本貸付事業は母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者を対象としており、貸付期間中に再婚した場合には、母子・父子自立支援プログラム策定対象とはならなくなるため、貸付事業の対象にはならなくなる。

なお、貸付期間終了後にひとり親でなくなったとしても、ひとり親ではなくなったことをもって返還を求めるものではないことに留意すること。

問 27 職業訓練促進資金貸付の返還の当然免除となる「1年間引き続き業務に従事したとき」とはどのような場合か。

(答)

「1年間引き続き」とは、同一の企業等で1年間離職することなく、業務に従事する場合に限られるものではなく、次の場合も1年間引き続き業務に従事しているものとみなす。

① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長6ヶ月間とする。

なお、求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合を言う。

ア：月1回以上求人への応募を行った場合

イ：次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整期間（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう）が行う職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講等
  - ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等
- ※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・

インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活には該当しない。

ウ：公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により、各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとする。

② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。

ただし、当該期間は業務従事期間には算入しない。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難と客観的に判断できる場合であること。）

- ③ 雇用が継続している場合には、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとする。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等やむを得ない事由により、就業又は就業継続が困難になった場合については、6ヶ月間を越える休職期間中についても、都道府県等の認める範囲内で就業継続期間に算入できることとする。ただし、就業継続による当然免除を適用する場合は、必ず実際に就業した状態で期間満了を迎えることとする。

問 27 求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認することとされているが、具体的にどのように確認を行うのか。

(答)

求職活動の内容に応じて、以下のとおりとする。

- 求人への応募を行った場合には、面接日時を通知する文書や合否決定通知書により確認を行うこと。
- 公共職業安定所又は地方自治体による職業相談、職業紹介、就職活動セミナー等職業講習の受講については、求職活動確認票により確認を行うこと。
- 公共職業訓練等の受講や、求職者支援訓練の受講については、公共職業安定所長が受講者に対して発行した、職業訓練受講指示書等及び職業訓練の修了証により確認を行うこと。なお、受講生が公共職業安定所長が受講者に対して発行した職業訓練受講指示書等を紛失等したことにより別途証明書を必要とする場合は求職活動確認票（職業訓練受講関係）による確認を行う。
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という。）による求職活動に関する指導等については、原則として公共職業安定所長が発行した職業訓練受講指示書等及び職業訓練の修了証により確認を行うこと。ただし、指示書や修了証が発行されない訓練コースを受講する場合等については、「求職活動確認票（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構用）」により確認を行うこと。なお、J E E Dにおける確認手続に一定の時間を要する場合があるので、貸付の実施主体において、対象者に対するその旨の注意喚起を徹底すること。
- 各種養成施設に入校する場合や、教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合には、入学許可書や在学証明、受講証により確認を行うこと。
- 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス等を利用している場合には、支給決定通知書により確認を行うこと。
- 民間需給調整機関や求人情報提供会社、新聞社等を通じた求職活動については、原則として求職活動確認票により確認を行うこととするが、これによりがたい場合には、自己申告に基づき確認を行うとともに、以降の求職活動について確実に確認を行うため、公共職業安定所を通じて求職活動を行うよう指導すること。
- 求職活動確認票の記入・押印は、原則として求職活動の実施の都度、公共職業安定所、J E E D、地方自治体、民間需給調整機関等に求めるよう指導すること。
- 公共職業安定所における過去の求職活動に関する証明については、公共職業安定所が使用しているシステムにおけるシステムにおけるデータの保存年限等の関係で証明できない場合もあるので、貸付の実施主体において、対象者に対するその旨の注意喚起を徹底すること。

問 28 求職活動を行っていることについて、就労支援機関等による証明書をどのような頻度で確認すべきか。

(答)

おおむね四半期ごとに実施することが望ましい。

問27 返還の債務の当然免除の要件の「業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき」の確認方法、書類はどのようなものが必要か。

(答)

医師による診断書や労災申請の際の関係書類等により確認されたい。

問28 裁量猶予について「災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由」とあるが、その他やむを得ない事由とはどのような場合が考えられるか。

(答)

例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に厳しい状況にある場合などが考えられる。

問29 返還の債務の裁量免除の要件の「長期間の所在不明」の確認方法、添付帳票はどのようなものが必要か。

(答)

所在不明と判断される場合としては、郵送物が宛先不明で返送されてきた場合や、貸付事業の実施主体が本人に複数回連絡しても連絡がとれない場合が考えられ、長期間所在不明となる起算点としてこれらの日付を記録しておくことが重要である。

問30 新型コロナウイルス感染症の影響等やむを得ない事由により、就業又は就業継続が困難となった場合について「ただし、就業継続による当然免除を適用する場合には、必ず就業した状態で期間満了を迎えることとする。」とあるが、やむを得ない事由以外の理由で離職し、就業しているとみなされる期間中に期間満了を迎えた場合、償還免除となるか。

(答)

一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合には、最長6ヶ月間は継続して就業しているものとみなす。そのため、就業しているとみなされる期間に期間満了を迎えた場合は、償還免除として差し支えない。

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付申請書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
 なお、貸付を受けるにあたっては、貸付条件を遵守することを誓います。

フリガナ				生 年 月 日	年齢	性別
申請者氏名	㊟			西 暦 年 月 日	歳	男・女
申請者住所	〒 ー			携帯電話		
				自宅電話 (緊急連絡先)		
母子・父子自立支援 プログラム策定年月日	令和 年 月 日			児童扶養手当 受給有無	有 ・ 無	
貸付希望金額及び期間	① 1ヶ月あたりの家賃額			円(管理費・共益費含む)		
	② 住居確保給付金受領額			円(受給している場合、月額を記載)		
				(期間:令和 年 月 ~ 令和 年 月まで)		
③ 他から援助を受けている額				円(月額)		
④ 住宅支援資金希望額(月額				円) (④≤①-②-③)		
令和 年 月から令和 年 月まで( 箇月分)						
				<b>合計</b> 円		
※④の月額は千円未満は切り捨てて算定してください。 ※家賃が月額4万円を超える場合は4万円、貸付月数は12か月が限度となります。						
現在の職業	<input type="checkbox"/> 就職活動中 <input type="checkbox"/> 在職中(雇用形態: 常勤・非常勤・その他)月収					円
生計を一にする家族の状況						
氏 名	続柄	年齢	勤務先・学校			
	本人					
その他特記事項						

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付変更申請書

フリガナ		生 年 月 日	年齢	性別
申請者氏名		西暦 年 月 日	歳	男・女
申請者住所	〒 ー	携帯電話		
		自宅電話 (緊急連絡先)		
既貸付決定額	住宅支援資金 円(月額 円) 令和 年 月から 令和 年 月まで( 箇月分)			
既交付済額	住宅支援資金 円(月額 円) 令和 年 月から 令和 年 月まで( 箇月分)			
変更後の貸付希望金額及び期間	① 1ヶ月あたりの家賃額 円(管理費・共益費含む) ② 住居確保給付金受領額 円(受給している場合、月額を記載) (期間:令和 年 月 ~ 令和 年 月まで) ③ 他から援助を受けている額 円(月額) ④ 住宅支援資金希望額(月額 円) (④≤①-②-③) 令和 年 月から 令和 年 月まで( 箇月分) 合計 円 ※④の月額は千円未満は切り捨てて算定してください。 ※家賃が月額4万円を超える場合は4万円、貸付月数は12か月が限度となります。			
変更年月日	令和 年 月 日			
その他特記事項				

※変更後の賃貸契約書を添付して下さい。(月額家賃がわかるもの)

上記のとおり住宅支援資金の貸付を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

長崎県社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

貸付申請者

印



## 長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付における 個人情報の取扱いについて

### 1. 個人情報の利用目的

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(以下、「本事業」という)の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。

### 2. 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

### 3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、介護施設・事業所、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

### 4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・ 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
- ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
- ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。

### 5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

### 6. 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

---

### 長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金) 貸付における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日

貸付申請者  
(本人自筆)

Ⓔ

※ 貸付申請者について、署名捺印し、期日を記載してください。

**長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金  
(住宅支援資金) 借用書**

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号		借受人氏名	
------	--	-------	--

私は、次のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付けを受けました。  
この借用書並びに貴会の貸付規程を遵守することを誓約します。

なお、本貸付規程に定める事項を履行できなくなったときは規程に従い返還します。

借用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日までの 月分
月 額	円
借用金額	円

**【借 受 者】**

郵便番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

収入印紙  
400円  
貼付けて  
下さい。

(注) 1. 住所、氏名欄は自署すること。

振込口座申請書 (住宅支援資金)

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号 (県社協使用欄)			
住所等	〒 _____ 自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )		
フリガナ	生年月日		
氏名	西暦 年 月 日生		

※機械印字に相違がある場合は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、手書きで書き直して下さい。

銀行名 (銀行コード)	( 銀行 )	支店名 (支店コード)	( )
口座の種類	普通預金		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

- 注) 1. 使用口座は、借受人本人名義の口座に限ります。  
 2. 通帳の写し(表表紙の裏の写し / 銀行・支店コード、カタカナ口座名義が記載されているページ)を添付して下さい。(用紙サイズはA4版)

私は、上記のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付金の振込口座を申請いたします。

令和 年 月 日

貸付申請者  
(本人自筆)

Ⓔ

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還猶予申請書

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
申請人の住所等	〒 _____ 自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )		
氏名	生年月日	西暦 年 月 日	
プログラム策定年月日	令和 年 月 日	業務従事年月日	令和 年 月 日

借用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで ( 年 ケ月)	借用総額	円
		返還済額	円
返還猶予申請期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで ( 年 ケ月)	返還猶予申請額	円
申請理由	1. 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情があるため 2. 就業中のため		
備考			

注) 申請理由により次の書類を添付して下さい。

理由1の場合、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情を証する書類

理由2の場合、業務従事届を添付

次のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)の支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお上記申請理由にかかる事情に該当しなくなった場合には、上記猶予期間内にかかわらず返還します

令和 年 月 日

貸付申請者  
(本人自筆)

印

## 業務従事届

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
申請人の住所等	〒 _____		
	自宅電話 ( )	携帯電話 ( )	
氏名		生年月日	西暦 年 月 日生

従事先の名称			連絡担当者名	
従事先住所等	〒 _____		電話 ( )	
職 種				
開始業務年月日	令和 年 月 日			
雇用形態	勤務時間 週 時間			
雇用種類	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・パート・その他( )			
現に就業している者の雇用条件等の改善がある場合その内容を記載				

私は上記のとおり業務を開始したのでお届けします。

令和 年 月 日 氏名 ㊟

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の住所等 〒 -

業務従事先の名称

業務従事先の長の職及び氏名 ㊟

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還当然免除申請書

長崎県社会福祉協議会 会長 様

貸付番号		氏名	
住所等	〒 _____		電話番号

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程第12条第2項の規定に該当する事実が発生しましたので、下記のとおり申請します。

貸付金の種別	住宅支援資金			
交付済額	円			
免除を受けようとする額	円			
発生した事実の概要 (番号に○)	1. 貸付を受けた日（貸付初回交付日）から1年以内に就業し、1年間引き続き就業した。 2. 現に就業している者が、プログラム策定時より雇用条件が改善し、1年間引き続き就業した。 3. 業務に起因する心身の故障により業務の継続が不可能になった。			
業務従事先の名称				
在職期間		左記のうち休職又は停職等の期間		
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで	

- 備考 次の書類を添付すること。
- 1 業務従事期間証明書（様式7-2）
  - 2 雇用条件が改善したことが確認できる書類
  - 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者（連帯保証人等を含む）は、その事実を証明する書類。

令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名

印

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還裁量免除申請書

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号		氏名	
住所等	〒 _____		電話番号

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程第13条第2項の規定に該当する事実が発生しましたので、下記のとおり申請します。

貸付金の種別	住宅支援資金	
交付済額	円	
免除を受けようとする額	円	
発生した事実の概要 (番号に○)	1. 死亡し、又は障害により住宅支援資金の返還ができなくなったとき 2. 長期間所在不明となり、返還請求した最初の日から5年以上経過したとき	
業務従事先の名称		
在職期間		左記のうち休職又は停職等の期間
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで	

備考 次の書類を添付すること。

- 1 上記事実を証明する書類

令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名

㊞

業務従事先変更届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒 -

貸付番号

氏 名

⑩

電 話 ( ) -

下記のとおり就業施設等を変更したので、届け出ます。

新従事先	所在地	〒 -
	名 称	
	職 種	
	就業年月日	令和 年 月 日より勤務
	勤務形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非常勤職員( )
旧従事先	所在地	〒 -
	名 称	
	職 種	
	就業期間	年 月 日から 年 月 日まで勤務 (勤務年数 年 月)
	勤務形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非常勤職員( )
転職理由		

※新・旧従事先の業務従事期間証明書（様式第7-2号）を添付してください。



業務従事期間証明書(住宅支援資金)

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
(住宅支援資金) 申請人の住所等	〒 _____ 自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )		
氏名	Ⓜ	生年月日	西暦 年 月 日生

従事先名		連絡担当者名	
従事先住所等	〒 _____ 電話 ( )		
職種			
従事期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで ( 年 ヶ月)		
備考			

-----  
上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称

業務従事先の長の職及び氏名

Ⓜ

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還計画書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
住所等	〒 ー 電話 ( )		
フリガナ			生年月日
氏名	Ⓜ		西暦 年 月 日生

次のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)の返還計画書を提出します。

※返還方法	一括払い ・ 月賦 ( 回払い)		
借受金額	円	返還すべき額	円
返還期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで ( ヶ月間)		
※返還理由	1. 住宅支援資金の貸付契約を解除した 2. 貸付契約終了後1年が経過した 3. 死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 4. その他 ( )		
就職先	(名称) (住所) 電話 ( ) (職種) (就職年月日) 令和 年 月 日		

<備考> ※欄は該当するもの、番号を○で囲んでください。

住所・氏名変更届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号  
現住所 〒 ー

電話番号 ( )

氏 名 ⑩

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

※ 借 受 人	新	住所等	〒 ー	電話 ( )
		フリガナ 氏 名		
	旧	住所等	〒 ー	電話 ( )
		フリガナ 氏 名		

備考 ※欄は該当するものを○で囲んでください。  
住民票の写しを添付してください。

長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)辞退届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
住所等	〒 ー		
フリガナ			生年月日
氏名	電話 ( )	西暦	年 月 日生
	Ⓜ		

下記のとおり長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)の貸付を辞退しますので、お届けします。

辞退年月日	令和 年 月 日
辞退理由	
借用済金額	円 (令和 年 月分 から 令和 年 月分まで)

## 借受人死亡届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

借受人の相続人(本人との続柄: )

住 所 〒 -

電話番号 ( )

氏 名 ⑩

下記のとおり借受人が死亡したので届出ます。

貸付番号	
借受人氏名	
死亡年月日	令和 年 月 日
死亡理由	
就業先	住所 〒 - 名称 電話
貸付金額	住宅支援資金 円

※借受人の死亡診断書の写しを添付してください。

### 退職届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

現住所 〒 -

電話番号 ( )

氏名 ⑩

下記のとおり退職しましたので、お届けします。

貸付番号	
退職年月日	
退職した 業務従事先	住所 名称 電話番号
従事期間	年 月 日から 年 月 日まで勤務
退職理由	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

最終従事先の所在地 〒 -

最終従事先の名称  
最終従事先の長の職及び氏名 ⑩

## 住宅支援資金貸付金現況確認届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

〒

現住所

電話番号 ( )

借受人氏名

印

過日、貸付決定を受けた住宅支援資金について、令和 年 月現在の状況を下記のとおり報告いたします。

住宅支援資金貸付期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日まで
賃借家賃の変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり
住居確保給付金の受給の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり( 年 月～ 年 月)
求職活動の状況	<input type="checkbox"/> 求職中 <input type="checkbox"/> 就業中(採用年月日) 年 月 日
就業中の場合の雇用形態	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> その他
住宅支援資金の受給済額	令和 年 月現在 円
その他特記事項	

## ※記載上の注意

- ・この現況確認届は住宅支援資金借受者が資金交付後、原則半年後に提出していただきます。
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業所は上記内容を確認のうえ、下記に記入押印の上長崎県社会福祉協議会会長あて提出願います。

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

母子・父子自立支援プログラム策定事業所名

所在地 〒

住所

福祉事務所等の名称

職及び氏名

印

## 求職活動確認票

氏名 \_\_\_\_\_

	年 月分	就労支援機関等確認印	支援内容	特記事項
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他
			1. 職業相談 3. 就職活動セミナー等職業講習の受講	2. 職業紹介 4. その他

※公共職業安定所、地方自治体、民間需給調整機関等において支援を受けた場合は、その都度、担当者から支援内容の記入と確認した旨の押印をもらったうえで返却してもらうこと。  
 ※支援内容が「その他」の場合には、特記事項欄に具体的な内容を記載してもらうこと。



提出書類と一緒に、本チェックリストも福祉事務所に提出してください。

**長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)  
申請チェックリスト**

福祉事務所名		申請者 氏 名	
担当者名			

※申請者、福祉事務所双方でチェックを行って下さい。担当者名も必ず記入して下さい。

**【提出書類チェック】**

No	書類名	申請者	福祉事務所	備考
1	長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	母子・父子自立支援プログラム策定書の写しは添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	申請者の世帯全員分の住民票は添付しているか (個人番号の無いもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	本人、家族の所得証明又は源泉徴収票は添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付における個人情報の取扱同意書(様式第2号)は添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	賃貸住宅の賃貸契約書の写し及び家賃の引落が確認できる通帳の写し等は添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	児童扶養手当を受給しているか又は同水準の所得であるか 受給している場合児童扶養手当証書のコピーが添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

**【福祉事務所等の担当者様へ】**

上記の書類が全て揃ったらこのチェックリストと申請書を県社協へ送ってください。

申請書類は漏れが無いようにご確認ください。

申請書類を受付後、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。